

## 第 6 章 計画の推進・管理

### 6.1 計画の推進体制

本計画は、県が取り組む赤土等流出防止対策を推進するためのものであるが、赤土等流出問題解決のためには、市町村や事業者・農家等の各主体による取組とその連携も必要である。本項では、各取組主体の役割と県の取組体制を示す。

#### 6.1.1 各取組主体の役割と連携

県においては、農地における赤土等流出防止施設の設置や対策を推進、開発事業における対策状況の監視、赤土等の流出状況の把握、事業者や農家への赤土等流出防止対策の普及・啓発や指導、県民に対する啓発活動等の流出防止対策に資する施策を展開する。

市町村においては、地域の流出防止対策の推進や地域住民への啓発活動等の実施が期待される。また、赤土等の流出が懸念される不適切な土地利用状況を把握した際に、県に連絡し情報の共有を行うことで早期の問題解決を図ることが可能となる。また、赤土等流出が広域にまたがり問題となるケースも多いことから、県と市町村間の連携も重要である。

事業者においては、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき赤土等の流出を防止するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。農家又は農地を管理する者は赤土等の流出が生じないように、農地の管理に努めなければならない。また、事業者等による流出防止に係る技術開発等も期待される。NPO等団体においては、地域協働の流出防止対策の実施や地域住民への啓発活動の実施などが期待される。また、研究機関においては、赤土等流出による種々の影響や流出防止技術等に関する研究・開発等が期待される。

県民においては、流出防止対策活動の参加、協力などが期待される。

県は、各取組主体と連携して流出防止対策を実施することとし、市町村、事業者・農家、県民、NPO等団体、研究機関における取組についても連携や支援を行う。

各主体が赤土等流出の及ぼす問題に対し継続的に対応し、加えて主体間で連携を図ることにより、沖縄県全体として本計画で掲げた環境保全目標等の達成を図る(図 6-1)。

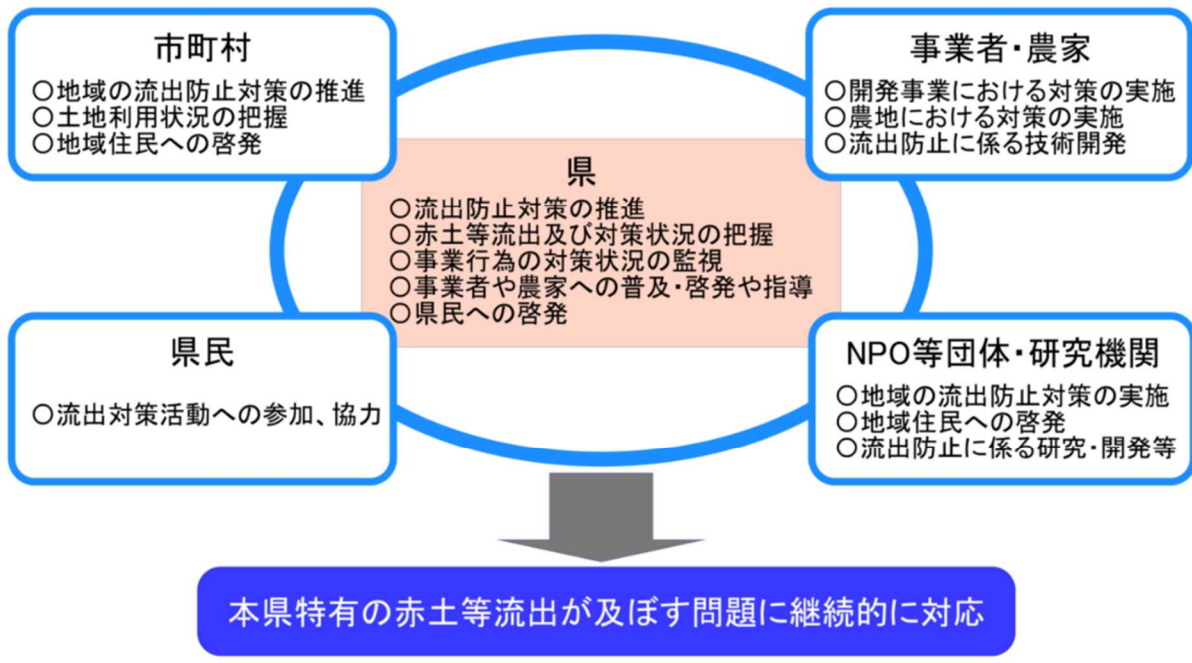


図 6-1 各主体の役割と連携

### 6.1.2 県の実行体制

県においては、環境保全目標の達成や赤土等流出防止対策の促進に向け、環境部、農林水産部、土木建築部を中心に各部局で対策に係る施策を展開する。また、知事公室や、企画部、文化観光スポーツ部を含めた関係部局と課題や施策を共有し、連携して取組を推進する。

本計画の推進にあたって、県庁内にて副知事を委員長、環境部部長を副委員長、庁内各部部長級職員を構成員とした「沖縄県赤土等流出防止対策協議会(以下「協議会」という。)」を組織し、また下部組織として関係各課課長級職員からなる「幹事会」、班長級職員からなる「ワーキングチーム」を組織する。事務局は、環境部環境保全課が担当する。

「協議会」、「幹事会」及び「ワーキングチーム」では、各部局における赤土等流出防止に関する取組の実施状況と現地で生じている課題を共有するとともに、モニタリング調査による対策効果の評価等を踏まえ、計画・対策の見直しを行う。

赤土等流出防止対策に関連する施策はその対象が複数分野にまたがることから、上記庁内の横断的な体制により部局間で連携し、基本計画を推進する(図 6-2)。

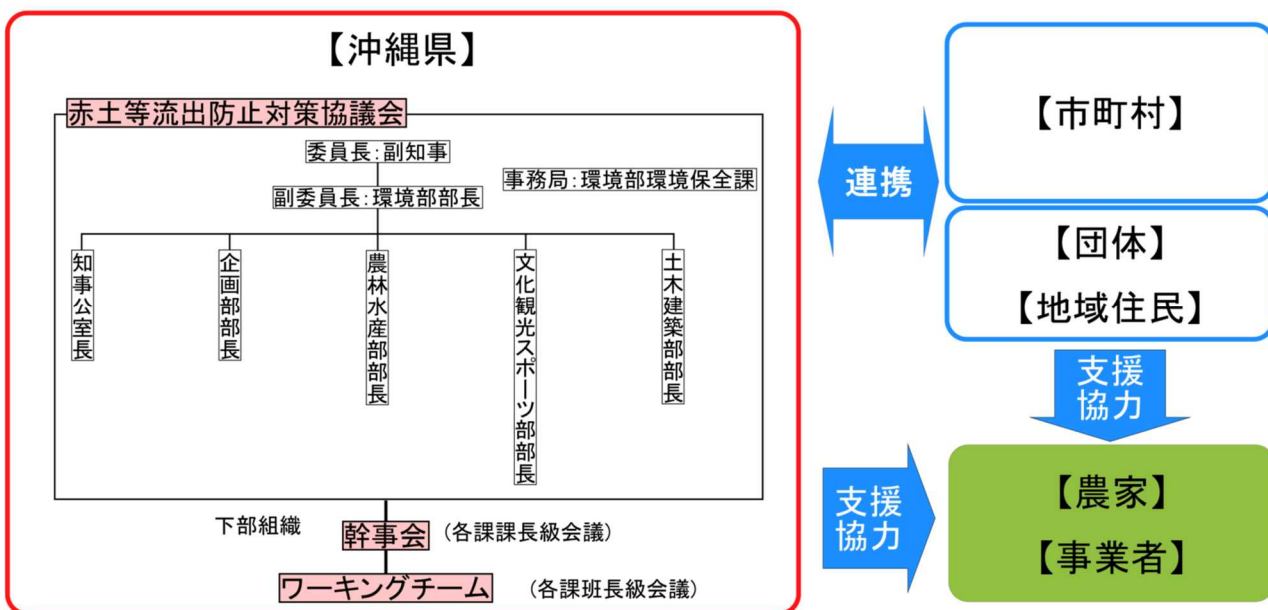


図 6-2 沖縄県における取組体制

## **(1) 市町村との連携**

赤土等流出防止に関する施策の推進のためには、県と市町村といった行政機関間の情報共有や協働した取組の推進などの連携が重要であり、協力して地域の赤土等流出防止対策に取り組むことが求められる。

また、地域が抱える課題や求められる対策について市町村と情報交換を行い、より効果的な施策や取組を展開する。

### **1) 諸施策の促進**

県は、市町村と連携を図りながら諸施策を推進することで、農地等を中心に赤土等流出防止対策の促進を図る。

- ・農地を中心とした地域の状況に応じた赤土等流出防止対策の展開
- ・地域流出防止協議会設置及び活動支援による対策の促進
- ・県が推進する農業地域の総合的な赤土等流出防止対策推進計画である赤土等流出防止対策マスタープランとの連携した取組

### **2) 問題の把握と解決**

県は、市町村と連携して赤土等流出に関連する取組や諸問題について情報共有、把握に努め、問題の解決を図る。

- ・赤土等流出が発生している事業現場や不適切な対策が実施されている事業現場の把握及び県への連絡
- ・降雨時の赤土等流出状況の把握及び情報共有

### **3) 啓発活動の推進**

県は、市町村と連携して地域で赤土等流出防止活動を担う団体等の活動を支援し、地域活動の活性化を図るとともに、地域住民への啓発や、環境教育等を実施することで、赤土等流出防止対策への意識高揚を図る。

- ・赤土等流出防止団体との協働取組の推進
- ・農家に対する啓発及び赤土等流出防止対策技術の普及・啓発の実施
- ・地域住民への啓発及び学生等への環境教育の実施
- ・土地利用者への赤土等流出防止対策の啓発及び沖縄県赤土等流出防止条例の周知

## (2) NPO 等団体との連携

県は、NPO 等団体が実施する流出防止活動や啓発活動等に対し補助金の交付や活動の場の提供、マッチング等の直接的な支援とともに、対策活動に関する技術的なサポートや活動の発展に繋がる情報の提供なども行うことで、NPO 等団体の活動の活性化、地域協働の流出防止対策の推進、地域住民の意識向上を図る。そのために県は、地域が抱える課題やニーズについて NPO 等団体と情報交換を行い、より効果的な施策や取組を展開する。

- ・NPO 等団体に対する支援による活動の活性化
- ・赤土等流出防止に関する情報共有
- ・NPO 等団体及び協力企業等のマッチング 等

## 6.2 計画の進捗管理

本計画の実効性を確保するため、第4章に示す各種取組の進捗管理を行う。

### 6.2.1 進捗管理の方法

進捗管理は、計画(Plan)・実施(Do)・進捗評価(Check)・見直し(Action)のPDCAサイクルにより、各種取組の進捗状況を確認・把握し、取組や計画の改善を図る(図6-3)。

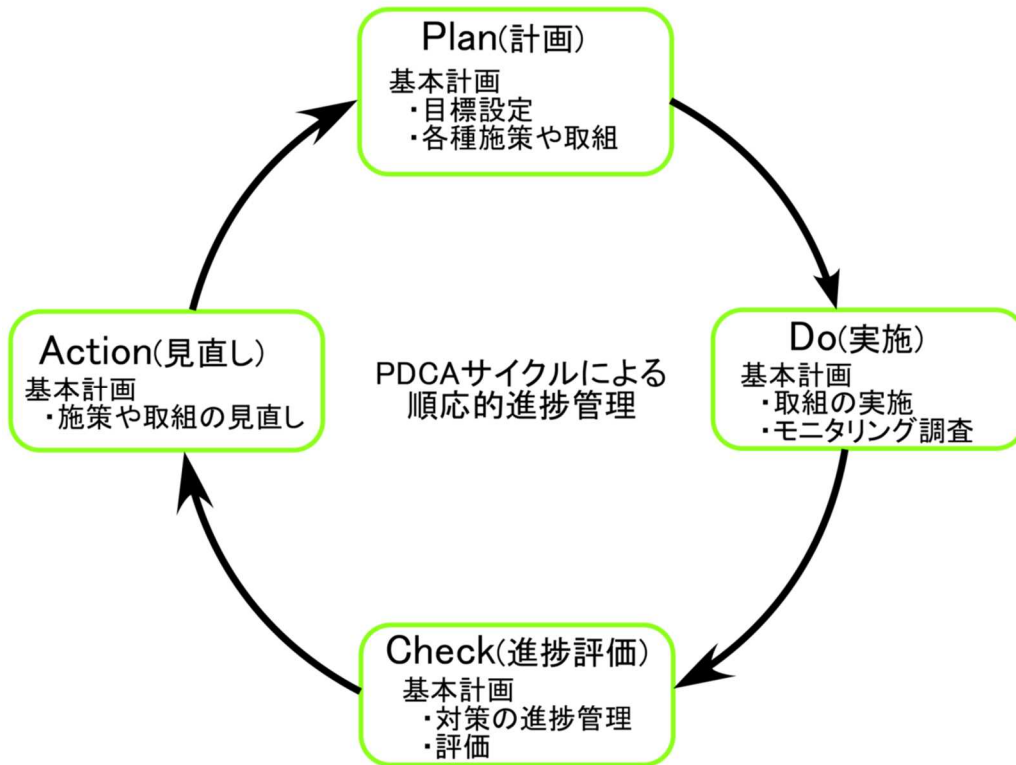


図 6-3 PDCA サイクルによる順応的進捗管理

### 6.2.2 取組の進捗管理

赤土等流出防止対策協議会またはその下部組織である幹事会、ワーキングチームにおいて毎年度、県の取組及び「第5章 モニタリング計画」で示したモニタリング調査結果を検証し進捗管理を行う。

#### (1) 県の取組の検証

「4.2 環境保全目標の達成に向けた県の取組」に示す各種取組の進捗状況について、取組を所管する関係各課の点検結果を踏まえ報告を行う。

## (2) モニタリング調査結果の検証

陸域モニタリング調査結果等を用いて重点監視地域の赤土等流出量を推計するとともに、海域モニタリング調査結果を用いて重点監視海域の赤土等堆積状況及び生物生息状況を把握し、報告を行う。

### 1) 赤土等堆積状況調査

各種対策等による海域の赤土等堆積状況の改善効果を評価するため、各年度の実測 SPSS に基づき環境保全目標を達成しているか又は達成に向け改善しているかを確認する。

SPSS 及び生息場類型の変動要因としては以下の例が考えられる。

#### 《改善原因》

- ・降雨量の減少に伴う赤土等流出量の減少
- ・陸域対策の大幅な実施
- ・大型台風による拡散

#### 《悪化原因》

- ・降雨量の増大
- ・陸域対策の未実施
- ・新たな流出源の発生

海域の赤土等堆積量は、降雨条件等の自然条件によっても増減するため、赤土等堆積量の変化からだけでは陸域対策の効果によるものか把握することは難しい。陸域モニタリング調査結果等から赤土等堆積状況の改善原因・悪化原因を把握することにより、陸域対策の効果による、環境保全目標の達成へ向けた経過状況を把握する。

### 2) 生物調査

各年度のモニタリング調査で得られた出現生物種と種ごとの個体数情報を基に、その年の生物相の概要を求め、経年的な推移等により、生物生息状況の赤土等堆積状況やその他海域環境の影響による変動を把握する。

また、サンゴ類2m×2m 永久コドラート調査においては、枠内のサンゴの成長、死滅、新規加入等の経年変化を追い、対象地点がサンゴ成長環境として回復過程にあるかどうかを把握する。

### 3) 赤土等流出量調査

重点監視陸域における流出防止対策の効果として、各流出源(農地、開発現場、米軍基地、森林その他)からの年間赤土等流出量を把握する。

## 6.3 評価及び計画の見直し

### 6.3.1 学識経験者等による評価・検証

県の推進体制の事務局である環境部環境保全課は、学識経験者等による「赤土等流出防止対策評価検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、本委員会で本計画に基づき実施するモニタリング調査結果や取組の実施状況等について評価・検証を行う。

### 6.3.2 定期評価

計画期間の中期年度（令和8年度）及び最終年度（令和13年度）の翌年度に、目標達成状況、取組の成果、課題等を整理し、定期評価を行う。

環境保全目標の達成状況は、海域モニタリング調査による各監視地域の赤土等堆積状況（SPSS）を基に評価を行う。

また、環境保全目標の達成状況と陸域からの流出削減状況の相関について評価を行う。

加えて、生物調査結果から海域の生物相の変動を確認するとともに、その変動要因が赤土等堆積状況によるものか、その他の影響によるものか確認する。

さらに、陸域モニタリング調査結果を用いて県全域の赤土等流出量を推計するとともに、各地域の流出防止対策効果を確認する。

※SPSS 予測モデルが新たに構築できた海域においては、必要に応じて定期評価の際に、流出削減割合の再設定を行う。

### 6.3.3 計画の見直し

定期評価等の結果や検討委員会からの提言を踏まえ、必要に応じて計画の施策や取組などの見直しを行う（図6-4）。

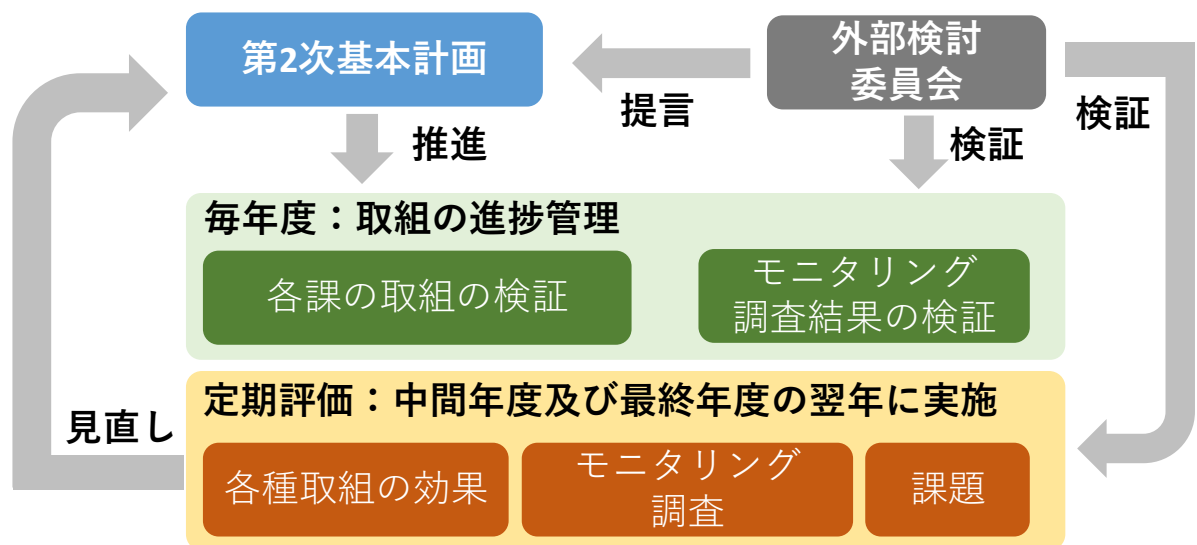


図 6-4 計画の進捗管理および評価、見直し



## 第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画

発行月 令和5年3月

発行 沖縄県環境部環境保全課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL 098(866)2236

FAX 098(866)2240

E-mail(代表) aa038008@pref.okinawa.lg.jp

HP <https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/>